

犯罪被害者等支援条例に係る制定方針

1 条例制定の趣旨

犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるなどの被害（一次被害）に加え、理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷などによって、精神的な苦痛や身体の不調等（二次被害）の再被害にも苦しめられます。

こうした中、犯罪被害者等を支える社会の構築には、行政だけではなく、町民や事業者等を含めた社会全体としての取組が不可欠であり、町民等の理解の下、地域全体で共通認識を持ちながら、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを推進することが重要であります。

本町では、犯罪被害者等支援に係る町民等の理解を深めるとともに、社会全体で支える地域社会づくりを推進するため（仮称）愛川町犯罪被害者等支援条例を制定するものです。

2 犯罪被害者等支援の現状と背景

(1) 国

平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する」ことを基本理念として規定されています。

また、国及び地方公共団体の責務が規定されており、それぞれの役割分担を明確にしています。

令和3年に制定された第4次犯罪被害者等基本計画（計画期間：令和3年～7年度）では、国は地方公共団体に犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供を行うこと、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等を周知するよう地方公共団体に要請することなどが位置付けられています。

(2) 神奈川県

平成21年に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、支援推進計画を策定し、総合的、計画的に取組を行っています。

また、この条例に基づき、県、県警察、神奈川県被害者支援センターが一体となって運営する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置し、様々な相談に応じるとともに、必要とする情報や支援を総合的に提供しています。

《県の支援内容》

支援対象	原則として、殺人、傷害、性犯罪等により心身に被害を受けられた方やその家族等
支援内容	① 法律相談（2回まで） ② カウンセリング（10回まで） ③ 検察庁・裁判所等への付添い ④ 緊急避難（ホテル宿泊3日以内） ⑤ 県営住宅一時使用（原則3か月以内） ⑥ 見舞金（遺族見舞金 70万円、重傷病見舞金 40万円、転居見舞金 20万円）

(3) 町

本町では、犯罪被害者等支援に係る特化条例は制定していないものの、県条例に定められた基本理念や責務に基づき、相談窓口など各種の支援方策を行っています。

現在、県の支援対象となるような相談などは寄せられていない状況ではありますが、県内どこの市町村においてもひとしく必要な支援を受けられることが求められています。

3 県及び町の役割

犯罪被害者等基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しています。

これに基づき、神奈川県では、重大犯罪の犯罪被害者等に対する支援や広域的な啓発活動などを行い、町では重大犯罪に限らず支援を必要とする犯罪被害者等への日常生活に係る支援や身近な地域における情報提供など、きめ細やかな支援に取り組む必要があります。

項番	役割の考え方	支援・施策
1	県が対応するもの	総合的支援体制の整備
2	主として県が対応するもの (高い専門性が必要)	相談(カウンセリング)
		弁護士等による相談体制
		損害賠償請求の支援
		人材の育成
		刑事手続支援・公判等支援
3	県・市町村が協調して対応するもの	相談・情報の提供 経済的支援(給付金支給制度等)
4	主として市町村が対応するもの (県の対応に限界)	保健医療福祉サービスの提供
		居住の安定
		日常生活支援

4 本町として検討する犯罪被害者等支援策

犯罪被害者等支援策として、次の内容を検討します。

(1) 犯罪被害者等に特化した支援の実施

日常生活支援（例：ホームヘルパー、配食サービス、一時保育、一時預かりなど）

経済的支援：（例：遺族見舞金、重傷病見舞金、性犯罪被害見舞金など）

住居支援：（例：転居支援、町営住宅、緊急避難など）

相談支援：（例：法律相談、カウンセリングなど）

(2) 犯罪被害者等を支援するための体制整備

専門員の配置、職員研修、各課等連携など

(3) 被害者等が置かれている状況の理解や支援制度の広報啓発

町民・事業者・庁内への情報提供など

5 県内他市町村の条例制定の状況

県内の市町村では、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、湯河原町の 10 自治体が犯罪被害者等支援に特化した条例を制定しています。

《県内市町村の制定状況》

施行年度	自治体
平成 15 年度	寒川町
平成 27 年度	茅ヶ崎市
平成 31 年度	横浜市
令和 4 年度	川崎市、横須賀市、秦野市
令和 5 年度	相模原市、伊勢原市、湯河原町
令和 6 年度	南足柄市
令和 7 年度以降（予定）	厚木市、海老名市、大和市、平塚市、逗子市、鎌倉市、小田原市、藤沢市、葉山町

6 検討体制

(1) 内部協議（条例案、支援内容の検討）

特化条例案の作成にあたっては、条文の整理をはじめ、日常生活支援や経済的支援、住居支援、相談支援などの具体的な支援内容・手続きについて関係各課等と検討を行ったうえ、庁議にて協議するものです。

(2) 関係機関との調整

支援内容については、関係機関等との密接な連携が必要であることから、県をはじめ、県警本部、弁護士、厚木警察、被害者支援ネットワークなど有識者や関係機関との調整を図ります。

(3) 住民への説明責任

住民の生命、財産、権利に係る重要な条例であることから、パブリックコメント手続をはじめ、条例施行前には支援内容等について住民への周知を図ります。

(4) その他事務手続き

上記のほか、支援内容に基づき、厚木警察署や弁護士会、サポートステーション、緊急避難ホテルなど各種関係機関との協定の締結を進めるとともに、具体的な申請手続や対象要件などを定めた規則または要綱などの制定が必要となります。

7 条例等制定スケジュール

令和7年1月～4月	条例案、支援内容の検討
5月	政調・行経会議において条例（素案）の協議
6月	パブリックコメントの実施
7月	行政経営会議にて条例（案）の決定
9月	9月定例会へ条例（案）及び補正予算の議案提出
10月～11月	協定の締結、町民等への周知
12月	条例施行